

70歳未満の方ですでに限度額適用認定証などをお持ちの方へ

有効期限が平成26年12月31日までの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方に、平成27年1月1日から有効の認定証を12月下旬に世帯主宛てに送付します。

※手続きは不要です。

高額療養費の自己負担限度額が変わることに伴い、70歳未満の方の高額介護合算療養費の限度額も変更になります

介護保険と医療保険の限度額を適用した後、年間（8月1日から翌年7月31日まで）の自己負担額を計算して下表の自己負担限度額（年額）を超えた分が支給されます。

【お問い合わせ先】

市健康増進課国保担当（市役所1階⑤番窓口）
 ☎32・2113 / FAX35・0173
 Mail:kenkouzoushin@city.komatsushima.
 tokushima.jp

※市国保以外の方は各保険者にお問い合わせください。

○国民健康保険 高額介護合算療養費 自己負担限度額（70歳未満の方）

平成26年7月末まで

所得要件	自己負担限度額 (年額)
総所得金額 600万円超	126万円
総所得金額 600万円以下	67万円
住民税 非課税世帯	34万円

平成26年8月～
平成27年7月

所得要件	自己負担限度額 (年額)
総所得金額 901万円超	176万円
総所得金額 600万円超～ 901万円以下	135万円
総所得金額 210万円超～ 600万円以下	67万円
総所得金額 210万円以下	63万円
住民税 非課税世帯	34万円

平成27年8月以降

所得要件	自己負担限度額 (年額)
総所得金額 901万円超	212万円
総所得金額 600万円超～ 901万円以下	141万円
総所得金額 210万円超～ 600万円以下	67万円
総所得金額 210万円以下	60万円
住民税 非課税世帯	34万円

※総所得金額とは、国保加入者全員の基礎控除後の所得の合計をいいます。

※70～74歳の方については変更ありません。